

法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年四月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第二十八号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年十月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、令和三年五月一日から施行する。

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

省令

○総務省令第五十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

総務大臣 武田 良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 〔略〕 〔2〕16 略</p> <p>17 法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕三 略</p>	<p>第一条 〔同上〕 〔2〕16 同上</p> <p>17 〔同上〕 〔一〕三 同上</p>

四 資金決済に関する法律第四十一条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
〔五〕九 略
〔18〕179 略

四 資金決済に関する法律第四十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
〔五〕九 同上
〔18〕179 同上

附則

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

○厚生労働省令第九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第二項第六号及び第二項、第五十九条の二の二第三号並びに第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 十一 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） 第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。）</p>	<p>第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 十一 〔新設〕</p>
<p>第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。</p> <p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 十三 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別</p>	<p>第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項とする。</p> <p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 〔略〕 十三 〔新設〕</p>

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一、十四 (略)

十五 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別

十六 (略)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一、十四 (略)

(新設)

十五 (略)

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則

告

示

○内閣府告示第九号

財務省告示第九号
沖繩振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)第三条第三項第二号の規定に基づき、沖繩振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件(平成五年大蔵省告示第三号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉
財務大臣 麻生 太郎

○内閣府告示第十号

財務省告示第十号
沖繩振興開発金融公庫法施行規則(昭和四十七年大蔵省令第一号)第二条第二号の規定に基づき、沖繩振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定に基づき沖繩振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)第一条の三第一項第五号の災害を指定する件(令和三年内閣府告示第一号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉
財務大臣 麻生 太郎

19の次に次のように加える。

20 令和三年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害

21 令和三年島根県松江市における大規模火災による災害

○厚生労働省告示第八十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和三年五月一日から適用する。

令和三年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一、七十 (略)

七十一 マルチプレックス遺伝子パネル検査

進行再発固形がん(食道がん、胃がん、大腸がん、膵がん、胆道がん、肺がん、乳がん、卵巣がん若しくは子宮がん又は悪性黒色腫であつて、化学療法又は放射線治療を行っていないものに限る。)

○農林水産省告示第七百一号

農林水産大臣 野上浩太郎
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年四月三十日

保安林の所在場所 栃木県那須郡那須町大字高久甲字愛宕前五二二六の五(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第七百二号

農林水産大臣(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年四月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

保安林の所在場所 岡山県新見市大佐上刑部字倉馬様一七四五の一、一七四五の二

一 保安林の所在場所 岡山県新見市大佐上刑部字倉馬様一七四五の一、一七四五の二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。

改正前

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一、七十 (略)

(新設)

○農林水産省告示第七百三号

農林水産大臣 野上浩太郎
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年四月三十日

保安林の所在場所 岡山県高梁市川上町大字竹字神ノフロ一の一

一 保安林の所在場所 岡山県高梁市川上町大字竹字神ノフロ一の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。

字神ノフロ一の一(次の図に示す部分に限る。)